

筑豊広域都市計画地区計画の決定（鞍手町決定）

名 称		中山西地区地区計画
位 置		鞍手町大字中山の一部
面 積		約 2.0 ha
地区計画の目標		本地区は、鞍手インターチェンジや北九鞍手夢大橋の供用開始に伴い、周辺市町へのアクセス性が向上したことから、雇用の創出と、企業の集約を図るとともに、周辺の良い環境との調和を目指すものとする。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	地域の活性化を促すための新たな産業用地として、軽工業等の立地を目指し、本地区での一体的な土地利用を進めていくものとする。
	建築物の整備方針	周辺の住環境との調和を図るため、現在の良い環境を損なわないように周辺環境に十分に配慮していくものとする。
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 兼用住宅 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿（当該区域内で業務に従事する者の居住の用に供するものを除く。） 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5 カラオケボックスその他これに類するもの 6 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 7 の 3 で定めるもの 7 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 8 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m²を超えるもの 9 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 1 項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する施設

地区整備計画で定める制限の取扱いは、上記のほか別に条例で定めるものとする。

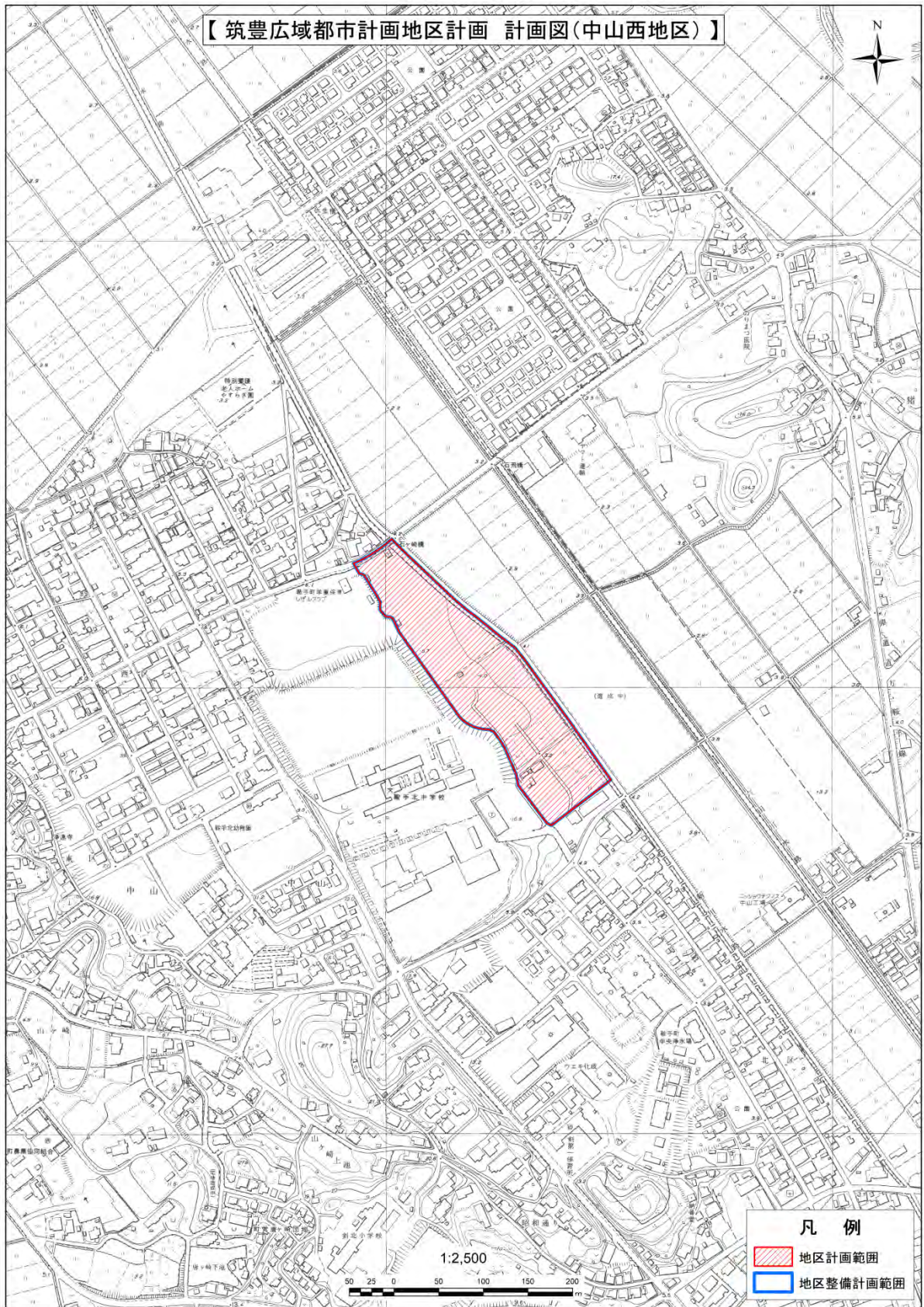
理由

別紙のとおり

理由書

本地区は、鞍手インターチェンジや北九鞍手夢大橋の供用開始に伴い、周辺市町へのアクセス性が向上した地区である。このような地理的な好条件を生かし、雇用の創出を目的に企業誘致を進めるとともに、周辺の良い環境との調和を図るため、規制を掛ける必要があることから、この地区計画を決定するものである。

計画図（中山西地区）



【筑豊広域都市計画地区計画 位置図(鞍手町)】

